山陰海岸ジオパーク補助金交付要綱

（趣 旨）

第１条 この要綱は、山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）の補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（補助金の交付対象）

第２条 推進協議会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、推進協議会長が別に定める。

（補助金の交付申請）

第３条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、山陰海岸ジオパーク補助金交付申請書（様式第１号）及び推進協議会長が別に定める書類を推進協議会長にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、第１号の推進協議会長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第１号別記）の提出を省略することができる。

(1)　前号に掲げる書類のほか、推進協議会長が別に定める書類

（補助金の交付の決定）

第４条 推進協議会長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

２ 推進協議会長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

３　推進協議会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、山陰海岸ジオパーク補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

４　前項の通知は、第14条第３項の規定により概算払に係る請求を統合する場合は、山陰海岸ジオパーク補助金交付決定通知書（様式第２号の２）によるものとする。

（申請の取下げ）

第５条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

２　前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

第６条　推進協議会長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（補助事業の変更）

第７条　補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ（当該変更が第２号に掲げるものであるときは、推進協議会長が指定する期日までに）、山陰海岸ジオパーク補助金変更交付申請書（様式第３号）に推進協議会長が別に定める書類を添付して、推進協議会長に提出しなければならない。ただし、推進協議会長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第１号別記）の提出を省略することができる。

　(1)　第４条第３項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更

(2)　前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更（推進協議会長が別に定める軽微な変更を除く。）

２ 推進協議会長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を山陰海岸ジオパーク補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知するものとする。

３　第４条第２項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

（補助事業の中止又は廃止）

第８条　補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、山陰海岸ジオパーク補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を推進協議会長に提出しなければならない。

２ 推進協議会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を山陰海岸ジオパーク補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第６号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第９条 補助事業者は、推進協議会長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、推進協議会長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

２ 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに山陰海岸ジオパーク補助事業遂行困難状況報告書（様式第７号）を推進協議会長に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助事業の完了の届出）

第10条 推進協議会長は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）又は交付決定に係る推進協議会の会計年度が終了したときは、山陰海岸ジオパーク補助事業実績報告書（様式第８号）及び推進協議会長が別に定める添付書類を推進協議会長にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、推進協議会長が別に定める書類により収支内容が確認できる場合は、収支決算書（様式第８号別記）の提出を省略することができる。

（是正命令等）

第12条　推進協議会長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

２　前項の規定は、第９条第１項の報告があった場合に準用する。

３　補助事業者は、第１項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第13条 推進協議会長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第３項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山陰海岸ジオパーク補助金額確定通知書（様式第９号）により当該補助事業者に通知するものとする。

２ 推進協議会長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第７条第２項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第14条 推進協議会長は、前条第１項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される山陰海岸ジオパーク補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

２ 推進協議会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。

３　前項の規定により概算払を年間複数回に分けて行う場合で、各期の支払時期と支払額があらかじめ決定する場合は、概算払に係る請求を統合することができることとし、補助事業者から提出される山陰海岸ジオパーク補助金概算払請求書（様式第10号の２）により補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第15条 推進協議会長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。

２ 推進協議会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を山陰海岸ジオパーク補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 推進協議会長は、前条第１項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

２ 推進協議会長は、第13条第１項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

３ 推進協議会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前２項の期限を延長するこ

とがある。

（財産の管理等）

第17条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、推進協議会が交付するシールを貼付するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２ 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条　敵正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価

償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、推進協議会

長が別に定める期間とする。

２　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財

産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書を推進協議課長に提出し、あらかじ

めその承認を受けなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれると

きは、収入金報告書を推進協議会長に提出しなければならない。推進協議会長は、その収

入の全部若しくは一部を推進協議会に納付させることがある。

（成果の継続報告）

第19条　補助事業の内、推進協議会長が別に定める補助金の交付を受けた補助事業者は、補

助事業の完了年度の翌年度以降５年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該補助事業に係

る当該１年間の実績について、山陰海岸ジオパーク補助事業成果継続報告書（様式第16号）

を推進協議会長に提出しなければばらない。成果指標については、推進協議会長が個別に

定める。

（暴力団等の排除）

第20条　次のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」

という。）第2条第2項に規定する暴力団又は法第2条第6項に規定する暴力団員（以下

単に「暴力団員」という。）若しくは暴力団員の統率下にある団体や個人。

1. 補助事業者が法人や団体の場合にあっては、その役員（法第9条第21号ロに規定する

役員等をいう。）が暴力団員又は暴力団員の統率下にある場合。

1. 政治活動や特定宗教に関する活動を目的とした団体や個人。
2. 上記各号に掲げる者のほか、推進協議会長が別に定める団体や個人。

（補 則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、推進協議会長

が別に定める。

　附則

　（施行期日）

１　この要綱は、2022(令和４)年４月１日から施行する。

　（手続の特例）

２　この要綱第４条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業名 |  |  |
| 補助事業の目的 |  |
| 補助事業の  対象となる者 |  |
| 補助事業の  対象となる経費 | 別紙のとおり |
| 補助率 |  |
| 補助金の額 |  |
| 適用除外する条項 |  |
| その他の事項 |  |

別　　に　　定　　め　　る　　事　　項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 内　　　　　　　　　　　　　　　容 |  |
| 第　３　条 | （添付書類）  　※収支予算書の提出を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」  　　と記載。 |
| （指定期日） |
| 第７条　第１項 | （軽微な経費配分の変更） |
| （軽微な事業内容の変更） |
| （添付書類）  　　　　　　　　　別紙のとおり |  |
| （指定期日） |
| 第９条　第１項 | （報告事項等） |
| 第　１１　条 | （添付書類）  ※収支決算書の提出を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」  　　と記載。 |
| （指定期日） |
| 第１９条　第１項 | （処分制限期間）  　　　　　　　　　別紙のとおり |